

令和6年度いわて農林水産物商材開発支援業務

企画提案審査要領

令和 6 年 5 月

岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度いわて農林水産物商材開発支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目

審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	
(1) 実施方針	本事業の背景及び目的及び業務内容を理解しているか。 事業の実施スケジュールは妥当か。	10	10
(2) 企画提案 内容	提案内容は本事業の目的を達成する内容になっているか。	10	50
	生産者や一次加工業者などに対し、業務用商品開発指導等の支援の内容は、具体的に提案されているか。	10	
	飲食店等のニーズを把握できるような提案となっているか。	10	
	飲食店等の実需者からの要望等を反映できるようなブラッシュアップ支援が提案されているか。	10	
	生産者及び飲食店等のスムーズな橋渡しができる提案となっているか。	10	
(3) 自由提案	県産農林水産物の販路拡大に繋がるような商材開発の提案が できているか。（予算範囲内）	10	10
(4) 業務実績 ・実績体制	本業務と類似の業務の受注実績があるか、もしくは特筆すべき 業務成果はあるか。	10	20
	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10	
(5) 見積	業務経費は適正であるか。	10	10
合計			100

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、審査基準・採点基準に基づき、個別の審査項目ごとに審査・採点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付け、委員ごとの順位点の合計により順位を決定し、県に報告する。
なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において(1)のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

区 分	10点の項目
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0